

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月25日

平成20年12月25日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した冬期賞与明細書から、申立人は、平成20年12月25日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、冬期賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日

平成19年3月31日にA社が支給した賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、賞与支払届の提出が遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与明細書から、申立人は、平成19年3月31日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日を同年4月1日とすることが必要である。

なお、昭和20年4月から21年3月までの標準報酬月額については、80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 4 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 19 年 8 月から 21 年 4 月までC県D市内のA社にE職として勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 19 年 8 月から 21 年 4 月までA社に継続して勤務していたと主張しているところ、同社から提出された従業員名簿により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が挙げた同時期に勤務していた同僚 4 人の厚生年金保険被保険者台帳及びA社B支社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和 19 年 6 月 1 日に同社B支社において資格取得し（厚生年金保険法の適用は 19 年 10 月 1 日から）、申立期間も継続して厚生年金保険被保険者であったことが確認できる上、この 4 人全てが 21 年 4 月 1 日に同社B支社において資格喪失し、同日付けで同社F支社において資格取得しているにもかかわらず、申立人のみが 20 年 4 月 1 日に同社B支社において資格喪失し、1 年経過後の 21 年 4 月 1 日に同社F支社において資格取得しているのは不自然であり、申立人についても当該同僚と同様に、同社B支社の資格喪失日を 21 年 4 月 1 日とすべきところ、誤って 20 年 4 月 1 日と記載した可能性がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社B支社の厚生年金保険被保険者名

簿には、一様に被保険者の資格喪失日の記載が確認できない上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の氏名及び生年月日が誤って記載されているなど、申立期間当時における同名簿及び台帳の記録管理が適切であったとは認め難い状況である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 21 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳及び同僚の記録から、80 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和31年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、31年6月から同年9月までを1万2,000円、同年10月から32年5月までを1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月1日から32年6月15日まで

私は、昭和25年4月から33年5月までA事業所に勤務していたが、27年8月から31年6月までの間は、同事業所の仕事をしながら同じフロアにあったB事業所の手伝いをしていた。年金記録を見ると、B事業所の手伝いをしなくなった31年6月からの1年間は厚生年金保険被保険者ではなくなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚の証言により、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同時期に入社したと証言している同僚のオンライン記録を見ると、昭和25年4月1日から33年5月30日までA事業所において継続して厚生年金保険被保険者となっており、これは、当該同僚の勤務期間と一致していることが確認できる。

なお、申立人については、オンライン記録により、昭和27年8月1日から31年6月1日までB事業所において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できるが、当該同僚は、「申立人は同じフロアにあったB事業所の手伝いをしていたものの、その間も私と申立人の机は隣り合わせで、申立人はずっとA事業所に所属していたと思う。」と証言している。

さらに、申立人が手伝いをしていたB事業所に昭和31年4月から申立人に代わって雇われた同僚のオンライン記録を見ると、同年4月1日から38年7月15日までB事業所において厚生年金保険被保険者となっており、これは、当該同僚の勤務期間と一致していることが確認でき、申立人についても、B事業所の手伝いをしていた期間は、B事業所の厚生年金保険に加入し、A事業所に戻った後は、隙間無くA事業所の厚生年金保険に加入していたと推認できることから、申立期間のみ給与から厚生年金保険料を控除されていなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所の同僚の標準報酬月額の推移により、昭和31年6月から同年9月までを1万2,000円、同年10月から32年5月までを1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は昭和33年5月30日で適用事業所ではなくなっており、後継事業所は無く、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る31年6月から32年5月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 63 年 6 月まで

A 市役所で国民年金の加入手続をし、B 社に勤務するまで、国民年金保険料を同市役所でずっと納付し続けた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同市役所で納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出補助簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 5 月以降に払い出されていることが確認でき、その資格取得日は昭和 63 年 7 月 27 日になっていること、また、申立期間の住所地である C 県 D 市及び E 県 F 町に国民年金被保険者資格取得に係る記録が無いことから、その時点では、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は国民年金手帳記号番号及び交付した市が異なる 2 冊の年金手帳を所持しているが、A 市で交付された年金手帳には、初めて被保険者になった日が昭和 63 年 7 月 27 日と記載されており、他方 G 市で交付された年金手帳は、初めて被保険者になった日が昭和 59 年 7 月 6 日と記載されているものの、交付が平成 6 年 2 月以降とみられ、両者の記録が統合されたのは平成 12 年 8 月であることから、申立期間は、国民年金の被保険者でなかったことが推認できる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から同年10月まで
私は、仕事で納付に行くことができなかったため、母が代わりにA銀行で納付したので、申立期間について保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料は母親が代わりに納付していたと主張しているが、B市が保管する国民年金の納付記録においても、オンライン記録同様、申立期間に係る保険料は未納となっている。

また、申立人の国民年金の加入手続は、平成9年1月の基礎年金番号導入後であり、保険料の収納事務の電算化が図られた後であることから、年金記録事務における事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性が低い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 4 月 1 日から 25 年 4 月 7 日まで
② 昭和 25 年 6 月 6 日から 26 年 12 月 29 日まで
③ 昭和 27 年 5 月 9 日から 29 年 6 月 10 日まで

A社B事業所に勤務していた期間について、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」及び「脱手支給報告書作成済」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 14 日から 45 年 8 月 11 日まで
申立期間は、脱退手当金を支給したとの記録になっているが、脱退手当金の受給手続を行っておらず、受給した記憶が無いので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての脱退手当金は、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録に基づき計算され、その支給額に計算上の誤りは無く、また、同原票には脱退手当金の支給決定を意味する「脱」の押印が認められるとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和 45 年 11 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、年金事務所が保管する申立人の脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名・押印がある上、被保険者として使用された事業所名欄及び所在地欄にA社B支店の判が押されていることから、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性又は事業所が社判等を押した同請求書を退職者に配付していた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。